

今後の太陽光発電の導入に向けた調査事業 業務委託
企画プロポーザル

令和6年2月
福島県エネルギー課

よくある質問

	質 問	回 答
A. 参加資格について		
1	共同事業体（JV）でのエントリーは可能でしょうか。	JVでの参加はできません。
2	複数の事業者がグループを構成し、共同提案をすることは可能でしょうか。	共同提案は認めていません。
3	<p>「プロポーザル参加の要件」である「太陽光発電に関する調査事業・政策立案、又はそれに類する事業において、主たる事業者としての受注の実績のある者」についてお尋ねします。</p> <p>以下の場合、本プロポ参加要件の実績1件としてカウントできますか。</p> <p>① 調査事業又は政策立案のいずれか一つの実績</p> <p>② 太陽光発電の意向調査、現況調査、導入状況把握調査、市場調査、導入可能性調査等</p> <p>③ 太陽光を含む再エネ全般を対象とした調査等の実績</p> <p>④ 風力・水力・バイオマス等の太陽光以外の再エネ分野での実績</p> <p>⑤ JVや共同提案者のうち1者としての実績</p> <p>⑥ 民間事業者から受注した実績</p>	<p>① 調査又は政策立案のいずれか一方の実績を、参加要件の実績として認めます。ただし、太陽光発電に関する内容を対象としたものに限りします。</p> <p>② 本業務に関連する調査の実績が含まれていれば、参加要件の実績として認めます。</p> <p>③ 本業務に関連する調査等の実績が含まれていれば、参加要件の実績として認めます。</p> <p>④ 参加要件の実績とは認めません。</p> <p>⑤ 代表事業者である等、主たる事業者と認められる場合、参加要件の実績として認めます。</p> <p>⑥ 本業務に関連する調査等の実績が含まれていれば、参加要件の実績として認めます。</p>
B. 再委託について		
1	再委託は可能でしょうか。	本業務委託の一部を第三者に委託又は請け負わせることは可能です。 (参照：業務委託仕様書（案）7. 契約に関する条件等、(2)再委託について)
2	全体業務費に占める再委託の割合に定めはありますか。	再委託の上限は、原則 50%以下とします。 総額に対する再委託の割合が 50%を超える場合は、相当な理由があることを明らかにするため、「再委託費率が 50%を超える理由書」を作成し提出してください。 また、事業全体の企画及びに立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託を行うことはできません。
C. 企画提案書について		
1	企画提案に際し、閲覧可能な資料や参考資料はありますか。	<p>県エネルギー課のホームページで公開している、以下の資料を参考にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021 ・再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン（第4期） <p>本調査は、上記施策を更新する際の基礎資料として活用する予定です。</p>

2	企画提案書の作成や印刷に、ルールはありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷は A4 サイズ、片面印刷としてください。 ・募集要領様式は、既定のフォント・サイズで入力ください。 ・審査要領様式は、フォント・サイズに指定はありませんが、印刷物として見やすいフォント・サイズとしてください。図や写真等を張り付けたデザインも認めます。
3	提出した資料の差し替えはできますか。	提出した資料の差し替えは受け付けしません。
D. 審査要領について		
1	審査委員の所属や氏名等、教えてもらえますか。	公表していません。
2	「別表 プロポーザル審査基準」評価項目 1.業務実績の「太陽光発電の調査・政策立案等、類似する業務」とは、どのようなものが該当しますか。	「よくある質問」A-3にある、プロポーザル参加要件の実績と同じ基準を適用します。
E. 審査会について		
1	審査はどのような方式で行われますか。	書面審査又は対面でのヒアリングによる審査を行います。 開催方法等は、企画提案者へ連絡します。
2	プレゼンテーションでは、企画提案書のデータを映写することや、拡大した印刷物を用い説明することは認められますか。	映写や拡大印刷物等の使用は認めません。 事前に提出いただく企画提案書の範囲で、説明してください。
3	審査会には、再委託を予定する事業者や、協力を依頼する予定の学識経験者等を同席させることはできますか。	できません。 審査会に出席できる者は、企画提案者のみとします。
F. 事業開始時期について		
1	調査開始時期はいつ頃ですか。	5月初旬を予定しています。